

市第39号議案

公有水面埋立てに関する意見提出

次のように公有水面の埋立てをすることについて市長の意見を求められたので、この埋立計画は、横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる岸壁の整備を図るため必要である旨の意見を横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長に提出する。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

1 埋立てをしようとする者の名称及び住所

名 称 国土交通省関東地方整備局

代表者 国土交通省関東地方整備局長

泊 宏

住 所 さいたま市中央区新都心2番地の1

2 埋立区域

位 置 中区南本牧1番、5番、7番の3及び7番の7地
先公有水面

区 域 別図1のとおり

面 積 55,885.37 m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

位 置 中区南本牧1番、5番、7番の3及び7番の7地
先公有水面並びに南本牧7番の3及び7番の7の
各一部

区 域 別図2のとおり

面 積 262,274.09m²

4 埋立地の用途

ふ頭用地 約 5.6ha

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . +3.62m～D . L . +3.70m (D . L . は、横浜港
工事用基準面)

(2) 工作物の種類及び構造

該当なし

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

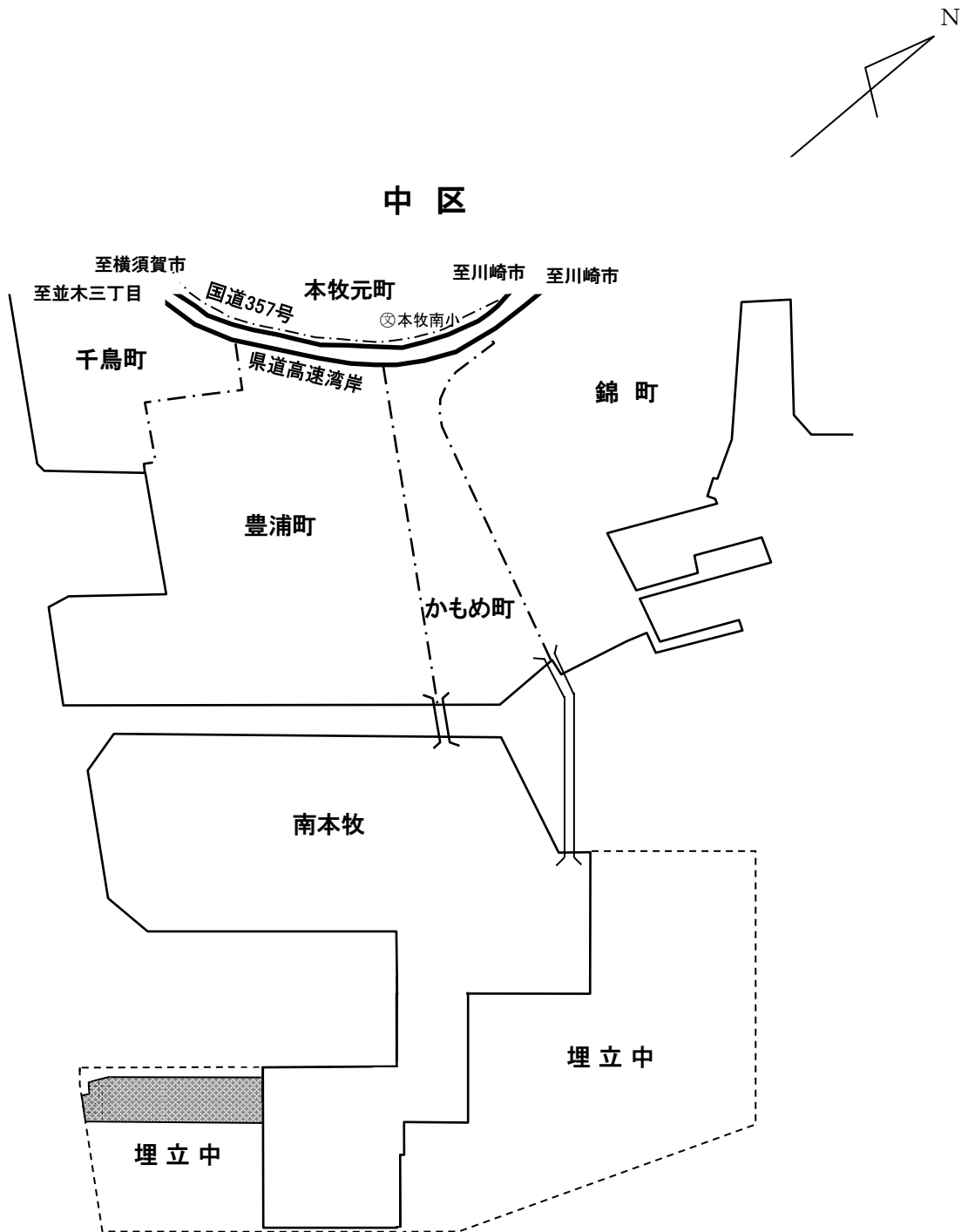
岸壁及び護岸が概成して埋立区域が海域から遮断された後、
しゅんせつ土、建設発生土及び山砂を搬入して埋め立てる。


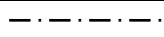
6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

2年間

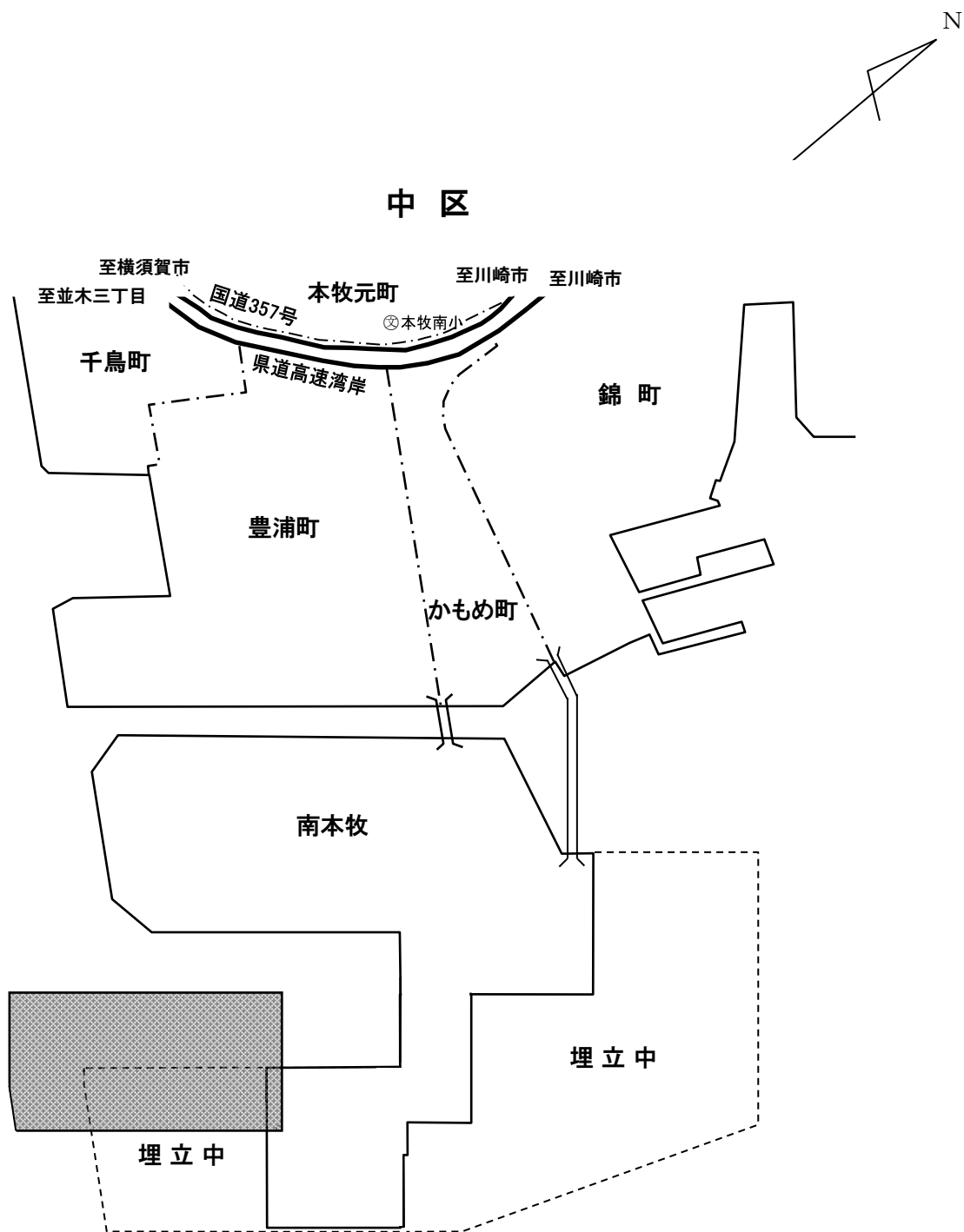
別図1


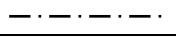
埋立区域平面図



| 凡 例 | |
|--|------|
|  | 埋立区域 |
|  | 町 界 |

埋立てに関する工事の施行区域平面図



| 凡 例 | |
|--|---------|
|  | 工事の施行区域 |
|  | 町 界 |

提 案 理 由

公有水面の埋立てをすることについて横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長から意見を求められたので、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により提案する。

参 考

公有水面埋立法（抜粋）

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（第2項及び第3項省略）

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第42条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

（第2項省略）

第2条第2項及第3項、第3条乃至第11条、第13条ノ2（埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更ニ係ル部分ニ限ル）乃至第15条、第31条、第37条並第44条ノ規定ハ第1項ノ埋立ニ関シ之ヲ準用ス但シ第13条ノ2ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第14条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

港湾法（抜粋）

（他の法令との関係）

第58条 （第1項省略）

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252

条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

（第3項及び第4項省略）

参考書類

- 1 横浜港港湾管理者横浜市代表者横浜市長からの公有水面埋立てについての諮問（写し）
- 2 公有水面埋立承認願書（写し）

（添付図書省略）

港湾管二第 142 号

平成 29 年 6 月 21 日

横浜市長 林 文 子

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子 印

横浜港内の公有水面埋立てについて（諮問）

国土交通省関東地方整備局から別冊のとおり、公有水面埋立ての

市第39号

出願がありましたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項で準用する第3条第1項の規定により貴職の意見を得たく諮問します。

なお、4か月以内に答申願います。

公有水面埋立承認願書

国関整港管第4号

平成29年4月19日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 様

出 願 人

所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

名 称 国土交通省関東地方整備局

代 表 者

住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

代 表 者 国土交通省関東地方整備局長

大 西 亘 印

公有水面埋立法第42条第1項の公有水面埋立ての承認を受けたいので、下記により、出願します。

記

1 埋立区域

(1) 位置

神奈川県横浜市中区南本牧1番、5番、7番3及び7番7の
地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①から⑥の地点までを順次に結ぶ平成27年
6月16日付け横浜市港湾管二指令第234号の承認に係る埋立て
の埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.92 mにより決
定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成26年3月13日付け横浜市
港湾管二指令第247号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水
面との境界線（D.L. + 1.91 mにより決定）、⑦の地点と⑧
の地点を結ぶ平成26年12月24日付け国関整港管第97号でしゅん
功通知された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.
. + 1.90 mにより決定）、⑧から⑩の地点までを順次に結ぶ平
成24年5月10日付け横浜市港湾管二指令第36号でしゅん功認可
された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L. + 1.
87 mにより決定）、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成2年1月24
日付け横浜市港湾港指令第2197号の免許に係る埋立ての埋立区
域と公有水面との境界線（D.L. + 1.87 mにより決定）、①
の地点と⑪の地点を結ぶ平成2年1月24日付け横浜市港湾港指
令第2196号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界
線（D.L. + 1.87 mにより決定）により囲まれた区域

①の地点 横浜市公共基準点 617（本牧南小学校）（北緯35

度 24 分 58 秒 6215 、 東 経 139 度 40 分 07 秒 7304) から 159 度
11 分 35 秒 2,447.67 m の 地 点

| | | | |
|---------|------------|-----------------|----------------|
| ② の 地 点 | ① の 地 点 から | 33 度 27 分 57 秒 | 8.29 m の 地 点 |
| ③ の 地 点 | ② の 地 点 から | 300 度 12 分 32 秒 | 12.94 m の 地 点 |
| ④ の 地 点 | ③ の 地 点 から | 315 度 29 分 31 秒 | 5.68 m の 地 点 |
| ⑤ の 地 点 | ④ の 地 点 から | 30 度 29 分 59 秒 | 39.53 m の 地 点 |
| ⑥ の 地 点 | ⑤ の 地 点 から | 45 度 30 分 01 秒 | 92.18 m の 地 点 |
| ⑦ の 地 点 | ⑥ の 地 点 から | 45 度 30 分 00 秒 | 321.44 m の 地 点 |
| ⑧ の 地 点 | ⑦ の 地 点 から | 135 度 31 分 12 秒 | 0.39 m の 地 点 |
| ⑨ の 地 点 | ⑧ の 地 点 から | 225 度 29 分 49 秒 | 1.22 m の 地 点 |
| ⑩ の 地 点 | ⑨ の 地 点 から | 135 度 30 分 10 秒 | 124.71 m の 地 点 |
| ⑪ の 地 点 | ⑩ の 地 点 から | 225 度 30 分 00 秒 | 440.24 m の 地 点 |

(3) 面 積

55,885.37 m²

2 埋 立 て に 関 す る 工 事 の 施 行 区 域

(1) 位 置

神 奈 川 県 横 浜 市 中 区 南 本 牧 7 番 3 、 7 番 7 の 地 内 並 び に 同 区
南 本 牧 1 番 、 5 番 、 7 番 3 及 び 7 番 7 の 地 先 公 有 水 面

(2) 区 域

次 の 各 地 点 を 順 次 に 結 ん だ 線 及 び ①' の 地 点 と ⑨' の 地 点 を
結 ん だ 線 に よ り 囲 ま れ た 区 域

①' の 地 点 横 浜 市 公 共 基 準 点 617 (本 牧 南 小 学 校) (北 緯
35 度 24 分 58 秒 6215 、 東 経 139 度 40 分 07 秒 7304) から 166
度 19 分 03 秒 2,313.13 m の 地 点

| | | | |
|-------------|---------|------------|------------|
| ②'の地点 地点 | ①'の地点から | 45度30分02秒 | 695.03 m の |
| ③'の地点 地点 | ②'の地点から | 135度30分00秒 | 203.20 m の |
| ④'の地点 地点 | ③'の地点から | 135度29分46秒 | 21.89 m の |
| ⑤'の地点 地点 | ④'の地点から | 135度30分14秒 | 8.76 m の |
| ⑥'の地点 地点 | ⑤'の地点から | 135度30分02秒 | 115.96 m の |
| ⑦'の地点 地点 | ⑥'の地点から | 135度30分02秒 | 26.79 m の |
| ⑧'の地点 地点 | ⑦'の地点から | 225度30分02秒 | 684.06 m の |
| ⑨'の地点 地点 | ⑧'の地点から | 306度30分05秒 | 107.82 m の |

(3) 面積

262,274.09 m²

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D . L . + 3.62 m ~ D . L . + 3.70 m

- (2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

該当なし

- (3) 埋立てに関する工事の施行方法

① 埋立工法

本埋立工事は、コンテナヤード整備に伴う埋立工事であり、埋立区域を一体的に施行、しゅん功させる。埋立ては、埋立区域前面の横浜市港湾管二指令第 247 号承認（平成 26 年 3 月 13 日）の - 18 m 岸壁及び横浜市港湾管二指令第 234 号承認（平成 27 年 6 月 16 日）の A 岸壁、B 岸壁、C 取付護岸の築造の進捗に合わせて施行し、港内から発生するしゅんせつ土、市内から発生する建設発生土及び山砂を搬入し埋め立てる。

② 埋立てに関する工事の施行順序

埋立てに関する工事は、埋立計画地の北側から埋立工、地盤改良工を順次施行する。

まず、横浜市港湾管二指令第 247 号承認（平成 26 年 3 月 13 日）の - 18 m 岸壁が概成した後、汚濁防止膜を展張、埋立工として中仕切堤を施行し、埋立地北側に埋立土砂を投入する。埋立土砂投入後、地盤改良工として、敷砂、サンドドレーン、載荷盛土、圧密、載荷盛土撤去を順次施行する。

また、横浜市港湾管二指令第 234 号承認（平成 27 年 6 月 16 日）の A 岸壁、B 岸壁、C 取付護岸が概成し、背後の埋立地が外海から遮断された後、埋立地南側に埋立土砂を投入し、地盤改良工として、敷砂、サンドドレーン、載荷盛土、圧密、載荷盛土撤去を順次施行し、所定の地盤高さに仕上げ、埋

立てに関する工事をしゅん功させる。

なお、舗装工は、しゅん功後、本埋立地背後の横浜市が施行するコンテナヤード整備工事の進捗に合わせて施行する。

③ 埋立てに用いる土砂等の種類

しゅんせつ土、建設発生土、山砂

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

| 施設 | 配置 | 規模 |
|----|-------------------|---|
| 道路 | ふ頭用地内に南東から北西方向に配置 | 幅員 8.0 m 延長 約 90 m 面積 約720 m ² |

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

2年

6 添付図書の目録

- (1) 埋立必要理由書
- (2) 設計概要説明書
- (3) 資金計画書
- (4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- (5) 処分計画書
- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (8) 法第4条第3項の権利を有する者に関する調書
- (9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
- (10) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書

(11) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真

(12) 添付図面

ア 一般平面図 (1葉)

イ 実測平面図 (1葉)

ウ 求積平面図 (1葉)

エ 海図 (1葉)

オ 埋立地横断面図 (1葉)

カ 埋立地縦断面図 (1葉)

キ 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面 (2葉)

(13) 参考図書

ア 公図(写し) (1葉)

イ 既設工作物構造図 (9葉)

ウ 過去10年間の春秋分の満潮位表